

第 103 回 ILO 総会について

厚生労働省大臣官房国際課

【会期、場所】平成 26 年 5 月 28 日(水)～6 月 12 日(木)、スイス(ジュネーブ)

【日本からの主な出席者】

政府側：佐藤厚生労働副大臣、伊澤大臣官房総括審議官(国際担当) 他

労働者側：古賀連合会長、桜田国際顧問 他

使用者側：谷川経団連雇用委員会国際労働部会長、松井国際協力本部副本部長
他

【主な内容】

1 日本政府代表演説

本会議では、佐藤厚生労働副大臣から、事務局長の進める ILO 改革及び ILO100 周年に向けた取り組みへの支持や、成長戦略における日本政府の取組を表明する等の日本政府代表演説を行った。

2 基準適用委員会

各国における条約・勧告の適用状況等に関する議論が行われた。

個別審査リストについては労使間で合意がなされたが、結社の自由に関する ILO 第 87 号条約にストライキ権が含まれるか否かの解釈を巡り、労使が対立した。これにより、対象国 25 件のうち深刻なケースとされる 6 案件を除く 19 件については、結論が採択されなかった。

3 強制労働条約(第 29 号・1930 年)の補完に関する委員会

強制労働の撲滅を効果的に実施するため、既存の強制労働に関する ILO 条約(第 29 号条約)を補完し、予防、保護及び補償についての規定を加える議定書及び勧告が(我が国も含めて)圧倒的多数の賛成で採択された。

4 インフォーマル経済からフォーマル経済への移行促進に関する委員会

主に途上国では、法令の適用がなく、労働基準や労働安全・社会保険等の保護を受けられない者や事業体による経済活動(インフォーマル経済)の規模が大きい。このためインフォーマル経済で働く者を保護するための国際基準の策定に向けての議論が行われ、今回の委員会の議論を踏まえ、来年の総会で勧告が採択される予定。

5 雇用の戦略目標に関する委員会

ILO は、雇用、社会的保護、社会対話、労働における基本的原則と権利の 4 つの戦略目標を掲げており、本年はその 1 つである雇用について議論が行われた。

委員会では、企業の持続可能性を高めるための措置（多様な雇用形態等）、企業家精神の育成の重要性、若年者雇用対策、三者構成による政策決定の必要性等について指摘がなされ、報告書がとりまとめられた。

6 事務局長報告

「移民労働」がテーマ。2.3 億人あまり存在するとされる移民は、世界の成長と開発に寄与する大きな潜在力を有しているが、労働市場においては最も弱い立場にあり、虐待などの不利益的取扱いを受けていることも多いとして、グローバル化に対応した政策が必要であるとしている。

【その他】

1 理事選挙

今次総会では 3 年に一度の理事選挙が行われ、桜田理事（労働者側）、松井理事（使用者側）がいずれも再選された。なお、政府は常任理事のため、引き続き理事を務めることとなっている。

2 総会副議長

今次総会では桜田理事が労働側総会副議長に選出され、総会本会議の一部で議事を進めた。